

座間市から転出される方へ

新しい住所地に住み始めた日から **14日以内**に転入の手続きをしてください。
(正当な理由がなく14日以内に届出をしなかった場合、過料に処せられることがあります。)

転入届出に必要なもの

◆ 転出証明書

マイナンバーカード(個人番号カード)または住民基本台帳カード(以下、マイナンバーカード等といいます。)を利用した特例転出届出の場合、転出証明書は発行されません。

◆ 届出をする方の本人確認書類

◆ 届出をする方の印鑑(認印)

◆ 転入した全員分のマイナンバーカード(個人番号カード)(お持ちの方のみ)

◆ 転入した全員分の住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

◆ 転入した全員分の在留カードまたは特別永住者証明書(外国籍の方のみ)

◆ 代理人が届出をする場合は委任状

※ 転入先の市区町村によっては土、日、休日や平日夜間の窓口等では、マイナンバーカード等を利用した届出等一部手続きができない場合がありますのでご注意ください。詳細やその他の必要なものについては転入先の市区町村にお問い合わせください。

※ 転出が取りやめになった場合や転出証明書を紛失した場合は本人確認書類、印鑑、転出証明書(転出取りやめの場合)を持参し、速やかに手続きをしてください。

重要

転入手続きにともなうマイナンバーカード等のお手続きについて

マイナンバーカード等をお持ちの方は、転入先の市区町村でお手続きをすることで継続してマイナンバーカード等を利用することができます。継続利用の際は、マイナンバーカード等の交付時に設定した暗証番号(数字4桁)が必要です。また転入届出が遅れると継続利用ができなくなりマイナンバーカード等が廃止・回収となります。

※ 代理人の方による手続きの場合は、本人のマイナンバーカード等の暗証番号の照会が必要なため即日での手続きができませんのでお早めに手続きをしてください。

▶ 次の要件に該当する場合は、マイナンバーカード等を利用した転入または継続利用ができません。

- ① 転出予定日から30日以内に転入届出ができなかった場合。
- ② 新しい住所地に住み始めた日から14日以内に転入届出ができなかった場合。
- ③ 転入の届出後、届出日から90日以内に継続利用の手続きができなかった場合。
- ④ マイナンバーカード等が有効期限切れや紛失している場合。
- ⑤ マイナンバーカード等の機能に異常がある場合。(ICチップの破損など)

ご注意ください

転出の届出後に座間市の住民票の写しが必要になった場合

本人確認書類を持参してください。転出予定日の前日までは転出証明書も必ず持参してください。

転出後の住民票は除票となり、本人のみが記載された個人ごとの住民票となります。本人以外が除票の写しを請求する場合は、座間市で同じ世帯だった場合でも委任状が必要です。

マイナンバーカード等を利用した証明書のコンビニ交付サービスについて

転出の届出をすると転出する本人は、コンビニエンスストア等で証明書の取得ができなくなります。また、転出する本人と同じ世帯で今回引越しをされていない方も転出予定日を過ぎるまでは、住民票の写しの取得ができません。

新住所地での手続きについての詳細は転入先の市区町村へお問い合わせください。

項目		該当	担当課(窓口)	土曜	座間市での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録・住基カード・マイナンバーカード	印鑑登録	<input type="checkbox"/>	戸籍住民課(1階) ☎046-252-8083	○	転出(予定)日をもって廃止されます。 印鑑登録証(市民カード)は市役所に返却するか、ご自身で裁断し破棄してください。	必要な方は、新たに手続きをしてください。
	住民基本台帳カード	<input type="checkbox"/>			国外へ転出する場合は、カードは廃止されます。	継続利用手続きが必要です。 詳細は表面をご確認ください。
	マイナンバーカード(個人番号カード) ※国外転出の手続きあり	<input type="checkbox"/>	デジタル推進課 (マイナンバー係)		国外へ転出する場合は、国外転出の事項をカードに記載します。(カードは廃止されますが回収はしません。)	継続利用手続きが必要です。 詳細は表面をご確認ください。
	マイナンバーカード(個人番号カード)を申請中もしくはカードを受け取っていない方	<input type="checkbox"/>	☎046-252-8006		座間市でカードの受け取りができなくなります。	新しい住所の交付申請書を利用して再度申請してください。
保険・年金	国民健康保険	<input type="checkbox"/>	保険年金課(1階)	○	被保険者証を持参し、転出の届出をしてください。	新たに手続きをしてください。
	後期高齢者医療制度	<input type="checkbox"/>	☎046-252-7003(国保)			
	国民年金に加入中または受給されている方 ※国外転出の手続きあり	<input type="checkbox"/>	☎046-252-7213(後期) ☎046-252-7035(年金)	×	国外へ転出する場合は、手続きが必要です。 ※厚生年金加入継続される方は手続き不要です。	基礎年金番号がわかるものを持参し、住所変更の手続きをしてください。
	介護保険(65歳以上・要介護認定者の方)	<input type="checkbox"/>	介護保険課(1階) ☎046-252-7538	×	介護保険被保険者証を持参し、転出の届出をしてください。	担当から渡される受給資格証明書を持参し、新たに手続きをしてください。
子ども	妊娠中の方	<input type="checkbox"/>	ネウボラざまりん(2階) ☎046-252-7776	×	手続きはありません。	転入先の担当課へ母子健康手帳・座間市妊婦健康診査費用等補助券等を持参し、転入先の補助券の交付を受けてください。
	児童手当	<input type="checkbox"/>	子育て支援課(2階) ☎046-252-7201	○	受給事由消滅届の提出が必要です。 医療証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書を持参し、転出届等の提出が必要です。	新たに手続きをしてください。
	小児医療費助成	<input type="checkbox"/>				
	児童扶養手当	<input type="checkbox"/>				
	ひとり親家庭等医療費助成	<input type="checkbox"/>				
	特別児童扶養手当	<input type="checkbox"/>				
	保育所・幼稚園を利用・申込みしている方	<input type="checkbox"/>	保育・幼稚園課(2階) ☎046-252-7202	○	(未提出の方のみ) 退所の届出 申込みの取下げ	継続通園や保育所への申込みは、転入先で手続きが必要です。
公立小・中学校の児童生徒がいる世帯の方	<input type="checkbox"/>	就学支援課(5階) ☎046-252-8739 ☎046-252-8749	×	在籍校から、在学証明書・教科図書給与証明書をお受け取りください。 小学校給食費に係る手続きについてご案内しますのでお立ち寄りください。	在学証明書・教科図書給与証明書を持参し、転入学の手続きをしてください。	
福祉	生活保護	<input type="checkbox"/>	生活支援課(1階) ☎046-252-7125	×	座間市で生活保護を受給していた方は転出の届出をしてください。	お問合せの上、手続きをしてください。
	障害者手帳等	<input type="checkbox"/>	障がい福祉課(1階) ☎046-252-7978	×	手帳・受給者証を持参し、転出の届出をしてください。 医療証を持参し、資格の喪失 手続きをしてください。	
	自立支援医療受給者証	<input type="checkbox"/>				
	障害者医療費・精神障害者通院医療費助成	<input type="checkbox"/>				

※ 土曜開庁日の届け出は内容によってお手続きができない場合があります。

新住所地での手続きについての詳細は転入先の市区町村へお問い合わせください。

項目	該当	担当課(窓口) 電話番号	土曜	座間市での手続き	新住所地での手続き
原動機付自転車 (125cc 以下) 小型特殊自動車を 所有している方	<input type="checkbox"/>	市民税課(2階) ☎046-252-8004	×	廃車または座間市内で引き続き使用する場合は、座間市のナンバープレート(廃車のみ)・標識交付証明書・譲渡証明書(名義変更のみ)を持参してください。	転入先で引き続き使用する場合は、転入先の市区町村の担当課へ必要な持ち物などを確認し、ナンバープレートの変更手続きをしてください。
126cc 超の二輪車 軽・普通自動車を 所有している方	<input type="checkbox"/>	※軽自動車税に関することは転入先市区町村の軽自動車税担当課へお問い合わせください。	×	手続きはありません。	転入先の地区を管轄する軽自動車検査協会または運輸支局等で住所変更の手続きをしてください。
市民税・県民税の納税義務がある方	<input type="checkbox"/>	市民税課(2階) ☎046-252-8833	×	国外へ転出する方は納税管理人の手続きが必要です。	
固定資産税・都市計画税の納税義務がある方	<input type="checkbox"/>	固定資産税課(2階) ☎046-252-8043	×	座間市に土地・家屋等固定資産を所有されている方で、国外に転出される方は納税管理人申告書の提出が必要です。	転入先で住所移転をする場合は、座間市への住所変更の連絡が必要です。
税金の納付相談など		(介護保険・国民年金・後期高齢者医療制度は各担当課へご相談ください。) 市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税の納付相談について債権管理課 (2階) ☎046-252-8049			
その他	水道・下水道の使用を中止する方	水道料金お客様センター ☎046-266-5520 営業時間 午前8時30分～午後8時(年末年始を除く)	○	使用中止・精算等(市内のお引越してもご連絡ください) *中止のご連絡がない場合、使用してなくても基本料金がかかります。	新たに手続きをしてください。
	粗大ごみの申込	粗大ごみ等お客様ダイヤル ☎046-252-7560	×	予約制のため希望日に収集できない場合があります。お早めにお申込みください。※市公式 LINE アカウントからもお申込みできます。	転入先の市区町村にお問い合わせください。
	広報ざまの戸別配布を利用している方	秘書広報課(3階) ☎046-252-8684	×	停止の届出	
	スポーツ施設予約システムに登録している方	スポーツ課(5階) ☎046-252-8162	×	利用停止の届出	
	犬を飼っている方	健康医療課(2階) ☎046-252-8236	×	手続きはありません。	転入先の担当課へ座間市の犬の鑑札を持参し、登録事項変更の手続きが必要です。
	在外選挙人名簿登録制度に申請する方	選挙管理委員会事務局(3階) ☎046-252-8481	×	国外へ転出する方で登録を希望される方は申請が必要です。	出国後は速やかに、在外公館に在留届を提出してください。
	空き家等相談	都市整備課(4階) ☎046-252-7325	×	該当する方は相談を	

※ 土曜開庁日の届け出は内容によってお手続きができない場合があります。

新年度の市民税・県民税について

市民税・県民税は、その年の1月1日に住民登録のある市区町村で課税されます。このため、今年の1月1日に座間市にお住まいだった場合は座間市に納税していただくことになります。その場合は、課税証明書なども座間市での発行となりますのでご注意ください。



問い合わせ先:市民税課 ☎046-252-8833

国外へ転出される方へ

日本に帰国しましたら、帰国日から14日以内に新しい住所地で転入の届出をしてください。

転入届出に必要なもの（座間市に転入する場合）

- ◆ 届け出をする方の本人確認書類
（運転免許証、パスポートなど官公署発行の顔写真付き1点、または保険証と年金手帳など2点）
- ◆ 転入する全員のパスポート
（帰国日を確認します。自動化ゲートの利用で入国日のスタンプがパスポートに押されていない場合は、航空券の半券など入国日が確認できる書類を全員分持参してください。）
- ◆ 転入する全員が記載された戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）または戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
※ 本籍地が座間市である場合は不要です。
- ◆ 転入する全員が記載された戸籍の附票
※ 本籍地が座間市である場合は不要です。
- ◆ 海外転出後の除票
（海外転出時に旧氏が記載されており、帰国後も引続き旧氏を記載する場合のみ）
- ◆ 外国籍住民の方は転入する全員の在留カードまたは特別永住者証明書
- ◆ 外国籍住民の方は世帯主との続柄が確認できる書類
（本国で発行された書類をお持ちの方は、別途日本語訳された書類が必要です。）
- ◆ 転入する全員分のマイナンバーカード（個人番号カード）（お持ちの方のみ）
- ◆ その他転入届出に合わせて印鑑登録申請や国民健康保険、国民年金、小・中学校の転校手続き等がある場合は担当課に必要なものをご確認ください。

座間市以外の市区町村に転入する場合は、その市区町村にお問い合わせください。

